令和５年要綱第　号

湯沢町地域おこし協力隊インターン及びおためし地域おこし協力隊設置要綱

（設置）

第１条　湯沢町内において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の資源や特性を活用した地域協力活動（以下「地域活動」という。）を行うことにより、地域への人材の定住・定着を図り、地域の活性化と地域力の維持・強化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年３月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、湯沢町地域おこし協力隊インターン及びおためし地域おこし協力隊を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

　（１）隊員　地域おこし協力隊インターン又はおためし地域おこし協力隊として地域活動を行う者

（２）地域おこし協力隊インターン　隊員が２週間以上３か月以下の期間で地域活動を行う地域おこし協力隊

　（３）おためし地域おこし協力隊　隊員が２泊３日以上２週間未満の期間で地域活動を行う地域おこし協力隊

（活動）

第３条　隊員は、湯沢町地域おこし協力隊設置要綱（令和２年湯沢町要綱第８号）第６条に規定する地域活動を行うものとする。

（隊員の要件）

第４条　隊員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　 地域おこし協力隊インターンの隊員（以下「インターン」という。）は３大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く。）に住民票を有する者とする。ただし、おためし地域おこし協力隊の隊員についてはこの限りではない。

(2)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(3)　20歳以上概ね35歳以下で、地域活動に深い理解及び熱意を有し、心身ともに正常な状態で誠実に地域活動ができる者

(4)　地域行事などに積極的に参加できる者

(5)　パソコンの一般的な操作ができる者

（公募）

第５条　町長は、隊員を採用しようとするときは、町のホームページ等に募集要項等を掲載し、公募する。

２　隊員になろうとする者は、湯沢町地域おこし協力隊インターン・おためし地域おこし協力隊応募申込書（第１号様式）に必要書類を添え、町長に提出しなければならない。

（採用の決定と委嘱）

第６条　町長は、応募があった者を選考し採用を決定する。

２　町長は、前項で決定した者の内、インターンとして決定した者について、隊員を委嘱する。

　（活動報告）

第７条　隊員は、地域活動の状況を日誌等（電子媒体も含む。）に記録し、町長へ報告しなければならない。

（活動経費）

第８条　町長は、インターンとして委嘱を受けた者に対して、地域活動の対価として委託料を支払うものとする。ただし、町との雇用契約は存在しないものとする。

２　前項の委託料の額は、日額12,000円を上限とする。

　（採用取消及び解嘱）

第９条　町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該隊員の採用取消及び解嘱をすることができる。

(1)　法令、条例、規則等に違反したとき。

(2)　隊員として、ふさわしくない非行があったとき。

(3)　地域活動を怠ったとき。

(4)　地域活動の内容が不適切であると認められるとき。

(5)　心身の故障のため、地域活動の遂行が困難になったとき。

（退任）

第10条　隊員がやむを得ず期間満了前に退任しようとするときは、すみやかに町長へ申し出なければならない。

（秘密の保持）

第11条　隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

（町の役割）

第12条　町は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる業務を行うものとする。

(１)　隊員の活動計画の作成協力

(２)　隊員の地域活動に関する調整

(３)　隊員が地域活動を行う受入先等との調整

(４)　前各号に掲げるもののほか、隊員の地域活動に関して必要な事項

２　町長は、隊員の地域活動を支援するため、前項の業務のほか必要な事務を法人又は団体（以下「委託法人等」という。）に委託することができる。この場合において、委託の内容（第７条の活動報告、第８条の活動経費を含む）については、この要綱によらず委託法人等との協議により決定し契約するものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。